

沖行発第240号  
令和7年11月5日

南城市  
各区長、自治会長 殿

沖縄県行政書士会  
会長 眞榮里 孝也  
<公印省略>

## 行政書士の利活用提案書

### 一 各公民館での行政書士による行政手続無料相談会について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃より沖縄県行政書士会へのご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

この度は、表題の件について、提案させていただきたく存じます。  
南城市内の各公民館での行政書士による行政手続無料相談会の開催についての利活用の提案についてでございます。南城市民の日々の生活においては相続・空き家・親の財産管理等に関する悩みが数多くあると聞いております。窓口へ行き相談したいと思っても移動手段がなくお困りの高齢者が南城市内にも多くいらっしゃると思います。そこで、専門知識を有する行政書士が公民館等へ出向き窓口で相談できない方々に対して、問題解決に向けて相談をする場を設けることが南城市民にとっても心強いことと考えます。

実際の相談事例としては、

- 1) 認知症の親の施設入所費用をどう用立てすればよいのか悩んでいた方からの相談で、専門職後見人の選任をアドバイスして、居住用不動産処分の許可を得て親名義の当該不動産を売却し、当該費用を用立てすることができたという事例
- 2) 親の死亡により空き家となってしまったアパートをどうすればよいのか、という子供たち（相続人）からの相談に当該不動産を代償分割して、当該不動産の単独所有と現金で分けて遺産分割協議を行い解決したという事例
- 3) 相続した農地についての利活用の相談に対して、農地転用の可否を調べ、農地法4条や5条に基づく転用を提案して解決した事例
- 4) お墓の承継者のことで悩んでいる方からの相談に対しては、祭祀に関する権利の承継について遺言書で指定する方法をアドバイスし解決した事例
- 5) 空き家をどうしたらよいのか悩んでいる方からの相談に対しては、リフォームして民泊としての利活用も可能であるとアドバイスをして解決した事例など、多くの場面で解決例がございます。

ご希望の自治会がございましたら、別紙にご記入のうえ、沖縄県行政書士会南部支部までご提出ください。

## 各公民館での行政書士による行政手続無料相談会について

### ●無料相談会の開催について

希望する                      ・                      希望しない

### ●無料相談会の希望日時をお聞かせ下さい。

希望日            第1希望【 令和            年            月            日            曜日    】  
                      第2希望【 令和            年            月            日            曜日    】

時間帯            第1希望【                    時            ～                    時            】  
                      第2希望【                    時            ～                    時            】

※その他、ご質問がある場合は、下記のご連絡先までお電話をお願いします。

自治会名	【		自治会	】
自治会長名	ふりがな	【		】
	氏名	【		】
連絡先	【	—	—	】

問合せ先    沖縄行政書士会    南部支部

電話番号    (098-995-2469)

FAX番号    (098-995-6621)

沖縄県行政書士会 南部支部 主催

行政手続き

# 無料相談会

相続・農地転用・空き家など

予約  
不要

会場・日程について



日程 2025年11月11日(火)

時間 12:00 ▶ 15:00

会場 津波古公民館(南城市佐敷津波古144)

相談員 専門分野の行政書士3名

実際の相談事例として・・・

- [認知症の親の施設入所費用の相談]**  
専門職後見人の選任をアドバイスして、居住用不動産処分の許可を得て親名義の当該不動産を売却し、当該費用を用立てすることができた。
- [親の死亡により空き家となってしまったアパートの相談]**  
子供たち(相続人)からの相談に当該不動産を代償分割して、当該不動産の単独所有と現金で分けて遺産分割協議を行い解決した。
- [相続した農地についての利活用の相談]**  
農地転用の可否を調べ、農地法4条や5条に基づく転用を提案して解決した
- [お墓の承継者のことで悩んでいる方からの相談]**  
祭祀に関する権利の承継について遺言書で指定する方法をアドバイスし解決した。
- [空き家をどうしたらよいか悩んでいる方からの相談]**  
リフォームして民泊としての利活用も可能であるとアドバイスをして解決した。

お申込み・お問合せ

沖縄県行政書士会 南部支部 ☎098-995-2469

受付時間：平日9:00～17:00 住所：沖縄県糸満市北波平322-1 担当：金城 弘尚

# 困ったときは、行政書士に聞いてみよう!



日本行政書士会連合会 公式キャラクター ユキマサくん

## 遺言・相続

遺言書の作成支援、遺産相続においては、相続財産の調査及び遺産分割協議書の作成を行います。

## 法人設立・支援

株式会社・合同会社・社会福祉法人等の設立手続き代理及び事業運営の支援を行います。

## 建設業許可申請

新規申請・更新・年度報告・入札参加等建設業に関する申請手続きを行います。

## 民泊旅館開設

住宅宿泊事業法・旅館業法の届出・許可申請を行います。

## 補助金申請

官公庁からの補助金募集のご相談・申請書作成等をお手伝いします。

## 事業資金調達

金融機関への融資の相談・事業計画の作成等をお手伝いします。

## 農地転用

畑に家を建てたい、駐車場にしたい、農地を売りたい等土地に関連する各種申請手続きを行います。

## 自動車登録

自動車の名義・ナンバー等変更、車庫証明書取得など各種自動車登録申請等を行います。

## 外国人就労ビザ

外国人を雇用する際に必要となる入国管理局への申請手続きを「申請取次行政書士」が行います。

## 福祉関係

障がい福祉サービス・障がい児通所支援事業所指定申請、就労継続支援「B型」、「放課後等デイサービス」の指定申請を行います。

## 運送業許可

貨物自動車・旅客自動車運送事業等の許可・認可・登録申請を行います。

## 飲食店開業

飲食業許可・風俗営業許可（スナック等）・深夜酒類届出（バー等）の申請を行います。

行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、行政書士が作成すべき書類を作成し、官公署に申請することは法律で禁じられています。  
(行政書士法第1条の3、同第19条)

お問い合わせは



沖縄県行政書士会

〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖4-6-2  
沖縄県行政書士会館

TEL:098(870)1488 FAX:098(876)8411

HP: <https://okigyo.jp/>